

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 25 日現在

機関番号：25406

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730457

研究課題名（和文） 城郭におけるバリアフリー整備の可能性
～障害者福祉と文化財保護の境界をめぐって～研究課題名（英文） A condition of the barrier-free maintenance in the castle
Based on a difference of the publicity of welfare of handicapped persons and the
cultural properties protection

研究代表者

吉田 倫子（YOSHIDA NORIKO）

県立広島大学・保健福祉学部・助教

研究者番号：00326422

研究成果の概要（和文）：

文化財保護と障害者福祉の公共性に差異があることを認め、城郭のバリアフリー整備の現状と可能性を明らかにした。

- (1) 多くの城郭でバリアフリー整備を検討しているが、地形や建物の特性により実際のバリアフリーは行われていない。
- (2) 文化財の保存にかかわらない方法(人的介助 等)でバリアを解消しようとしている。
- (3) バリアフリー整備の4つの条件は、歴史的行事を理由に、期間を限定して、仮設の工事で、対象者を限定して、である。

研究成果の概要（英文）：

In this study, the writer clarified conditions to make a castle barrier-free.

(1) The manager recognizes that barrier-free maintenance is an important problem in a castle, but it is not performed too much in a castle because the barrier-free maintenance is difficult physically.

(2) The manager of the castle loses barriers by a range and the method that do not influence the preservation of cultural properties.

(3) There were four following conditions ; on the occasion of a historic event, limiting a period, doing temporary construction, limiting a handicapped person .

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学，障害児・障害者福祉

キーワード：バリアフリー 文化財 観光

1. 研究開始当初の背景

病院や福祉施設等の一般の建築物、そして交通機関でのアクセシビリティについては

十分に議論され、「高齢者、障害者等の異動円滑化の促進に関する法律」によりバリアフリー整備が進められている。また、観光地と

して注目を集めている歴史的環境、特に文化財では保存を目的とし、同法の適用除外となり、バリアフリー整備は進んでいない。しかし、障害者、高齢者の生活活動が盛んになる中、歴史的環境においてもバリアフリーが求められるようになってきている。

2. 研究の目的

本研究は、文化財を保存、公開しようとする文化財保護の立場と障害のある人に対する機会を提供しようとする障害者福祉の立場による公共性には差異があることを認め、それらを踏まえて文化財保護より機会提供へと一歩踏み込んで、現状での城郭のバリアフリー整備の可能性を明らかにすることを目的とする。

- (1) 全国の城郭における文化財の保存管理と実際のバリア及びバリアフリー整備の現状を明らかにする。
- (2) バリアフリー整備の現状と管理者、来訪者、そして障害のある人によるバリアフリー整備に対する意向を把握する。
- (3) 現状の最先端のバリアフリー整備を明らかにし、文化財保護と障害者福祉の公共性に基づいたバリアフリー整備の可能性を探る。

3. 研究の方法

- (1) 全国の城郭管理者を対象に、現状のバリア及びバリアフリー整備の状況、今後のバリアフリー整備の意向等についてアンケート調査を実施した。
- (2) 文化財の保存整備の実施過程におけるバリアフリー整備について現地踏査および聞き取り調査を実施した。また、障害のある人によるバリアフリーのニーズと城郭観光の阻害要因について現地聞き取り調査を実施した。
- (3) 姫路城における「平成の大修理」における見学路のバリアフリー整備の現状を把握し、文化財におけるバリアフリー整備の可能性を検討する。

4. 研究成果

まずはじめに背景となる法律を整理すると、平成18年には「高齢者、障害者等の異動円滑化の促進に関する法律」が制定され、旅客施設や公共性の高い病院や福祉施設だけでなく、公共交通機関からそこまでの経路を含む面的なバリアフリー化がすすめられている。しかし、これらの制度の適用範囲は新規の施設に限定されており、既存の建物、ま

して神社仏閣や町並みなどの歴史的環境には適用されないのが現状である。

観光地として注目を集めている歴史的環境、特に文化財では、文化財保護法において保存を目的としながらも、同時に保存に支障のない公開が進められている(文化財保護法第4条)。観光立国推進基本法においても、観光旅行の安全確保(第9条)、文化財等の観光資源の保護(第14条)を掲げている。そのため、文化財を保存する一方で、来訪者からはバリアフリーに対するニーズがある。

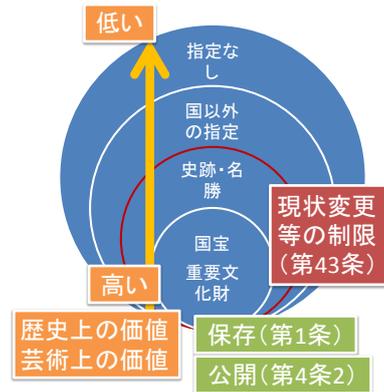


図1 文化財保護法と歴史的価値の関係

次に、3つの調査の結果について述べる。

- (1) 多くの城郭において車いすで自走可能なバリアフリー整備は実施されていなかった。城郭のバリアフリーを困難にしている要因として、文化財保護と城郭の特性(地形・機能)があげられた。特に地形によりバリアフリー整備が物理的に困難であることが指摘された。復元や保全整備計画において多くの城郭でバリアフリーについて検討が行われていたが、復元では復元の精度の上昇に伴い、文化財と同様にバリアフリー整備を困難にしていることが示された。城郭は文化財にあたる部分の保全を最優先としつつも、それ以外で来訪者の期待に応えようとしている姿勢が見られた。

- (2) 城郭の地形、文化財の指定状況により、バリアフリー整備の対応は異なっており、バリアフリー整備の基準は見られなかった。個々の城郭で個別の対応を行っていた。また、特徴的なバリアフリー整備の事例として、

①松江城での階段昇降車いすでの移動支援というソフトによる対応を行っている。

②熊本城の「二の丸御殿復元」によりこれまでバリアのあった箇所においてもスロープ状に路面を整備する。ただし工事期間中の仮設のスロープは撤去している。(復元整備

での工夫)
等があった。



写真1 車いすによるバリアフリーの事例
(松江城)

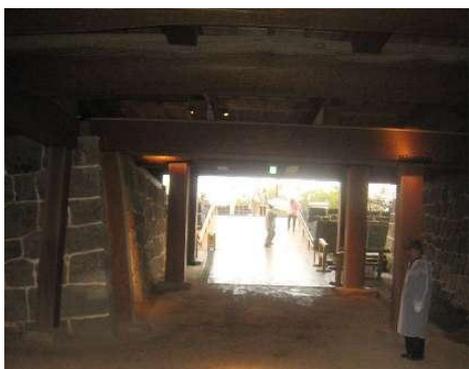


写真2 車いすでアクセスが可能となった
二の丸御殿下の復元通路(熊本城)

(3) 姫路城では自走式の車いすの場合一定の介助は必要であるが、天守閣まで行くことが可能となった。また一般来訪者と同様に、見学施設についても利用が可能である。見学路の整備の方法としては、土状の路面及び既にモルタルで整備済みの路面は再整備を行い、土色の舗装材で路面を平たんに行っている。また、石段や溝がある箇所は、木製の通路(手すり付)を設置していた。また、傾斜が急で、長い箇所には、警備員、もしくは案内係兼介助員を配置していた。こうして文化財であっても、仮設の見学路の整備として、バリアフリー整備が可能であることが分かった。ただし、「平成の大修理」後、これらのバリアフリー整備を保全するかどうか、来訪者の意向を明らかにすることが今後の課題として残った。



写真3 姫路城における「平成の大修理」に伴うバリアフリーの事例(路面整備による段差解消)



写真4 姫路城における「平成の大修理」に伴うバリアフリーの事例(仮設のスロープ設置による段差解消・傾斜路の勾配緩和)

最後に、上記3つの調査をもとに、城郭におけるバリアフリー整備の可能性(条件)を以下に示す。

- ①大修理という歴史的行事を理由に、バリアフリー整備を行う。
- ②期間を限定しバリアフリー整備を行う。
- ③仮設の工事によりバリアフリー整備を行う。
- ④障害の程度(範囲)を限定的してバリアフリー整備を行う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

[学会発表] (計 1 件)

吉田倫子、城郭におけるバリアフリーの整備に関する研究、日本福祉のまちづくり学会九州支部論文発表会、2009.12

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況 (計◇件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉田 倫子 (YOSHIDA NORIKO)

県立広島大学・保健福祉学部・助教

研究者番号：00326422